

～寄附をされた個人の皆様へ～

個人住民税の寄附金税額控除についてのお知らせ

◎ 寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

- ・ 個人住民税の寄附金控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告を行う必要があります。確定申告を行うことで、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けることができます。
- ・ また、所得税の確定申告を行わずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合は、お住まいの市町村において申告を行うこともできます。

◎ 個人住民税の寄附金税額控除の額

- ・ 県及び市町村が条例で指定した寄附金のうち、2千円を超える部分について、次の率を乗じた額が、寄附をした翌年度の個人住民税（個人県民税・個人市町村民税）から税額控除されます。

$$\text{税額控除額} = (\text{寄附金額} (\ast 1) - 2 \text{千円}) \times \text{税率} (\ast 2)$$

※1 総所得金額等の30%を限度

- ※2
- ・ 県が条例指定した寄附金（個人県民税） 4%
 - ・ 市町村が条例指定した寄附金（個人市町村民税） 6%
 - ・ 県及び市町村のどちらも条例指定した寄附金 10%
（個人県民税4%と個人住民税6%の合計となります。）

◎ 申告に当たっては、寄附をされた法人又は団体が発行する寄附金受領証明書（領収書）等が必要です。

- ・ 確定申告等を行う場合には、寄附を受け取った法人又は団体が発行する寄附金受領証明書（領収書）等を添付する必要があります。
- ・ また、一部の特定公益増進法人（学校法人等）に対して寄附をした場合には、「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しを添付する必要があります。

◎ 寄附をした翌年の1月1日に宮崎県内にお住まいであれば宮崎県で寄附金税額控除を受けることができます。

- ・ 寄附をした時点では宮崎県内にお住まいでない場合でも、寄附をした翌年の1月1日に宮崎県内にお住まいであれば、個人県民税からの（市町村が条例で指定している場合は個人市町村民税からも）寄附金税額控除を受けることができます。
- ・ 一方、寄附をした翌年の1月1日前に県外へ転出された方は、転出先の地方団体（都道府県又は市区町村）において当該法人等に対する寄附金が条例で指定されていない場合には、寄附金税額控除を受けることはできません。

◎ 個人市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金については、お住まいの市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

- ・ 個人県民税・個人市町村民税は、各市町村で個人住民税として一体的に賦課徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金については、県及び市町村がそれぞれ条例で指定しています。詳細につきましては、県又は各市町村の住民税担当課にそれぞれお問い合わせください。

（お問い合わせ先） 宮崎県総務部税務課 課税担当
電話 0985-26-7020